



# 金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期） 変更（案）の概要

金沢市では、本市固有の歴史文化資産の保全・活用を図り、「まち」の魅力を向上するため、平成21年より地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、歴史まちづくり法という）に基づく「金沢市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成30年からは、「金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期）」に基づき、歴史文化資産を活かしたまちづくりを推進しています。

この度、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項や、歴史的風致形成建造物の指定等について、計画内容の一部変更等を行うものです。

## 【 計 画 構 成 】

1. 金沢の歴史的風致形成の背景
2. 金沢の維持及び向上すべき歴史的風致
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針（変更）
4. 重点区域の位置及び範囲
5. 文化財の保存又は活用に関する事項
6. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項（変更）
7. 歴史的風致形成建造物の指定の方針（変更）
8. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針となるべき事項

### ★ 歴史的風致 とは、

「地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義  
（歴史まちづくり法 第一条）

※以下、変更となる 3. 6. 7. の変更箇所を掲載しています

令和4年1月  
文化スポーツ局 歴史都市推進課



### 3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

★ 歴史的風致の維持及び向上を図るための課題を整理し、方針について示します

■歴史的風致維持向上計画に関連する本市の計画について、以下の2計画が改訂されたため、本計画の掲載内容を変更します

#### ■ 現在掲載計画

- 世界の交流拠点都市金沢 重点戦略計画
- 金沢市都市計画マスタープラン
- 金沢市景観総合計画
- 金沢市歴史遺産保存活用マスタープラン(歴史文化基本構想)
- 国指定文化財の保存活用(管理)計画
  - ・国史跡 加賀藩主前田家墓所保存管理計画
  - ・国史跡 辰巳用水保存管理計画
  - ・国名勝 末浄水場園地保存管理計画
  - ・国史跡 金沢城跡保存管理計画
  - ・国史跡 辰巳用水附土清水塩硝蔵跡保存管理計画
  - ・国特別名勝 兼六園保存管理計画
  - ・国史跡 加越国境城跡群及び道保存活用計画
- 農業振興地域整備計画
- 金沢市観光戦略プラン
- 「木の文化都市・金沢」の継承と創出に向けて



○**金沢市文化財保存活用地域計画**  
—歴史遺産保存活用マスタープラン及び行動計画—  
(※概要はP3)



○**金沢市持続可能な観光振興推進計画2021**  
(※概要はP3)



# 3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

■改訂された2計画の概要は以下のとおりです

## ○金沢市文化財保存活用地域計画 —歴史文化遺産保存活用マスタープラン及び行動計画—

市内に存在する有形無形の歴史文化遺産を維持継承することを目的として、文化財保護法に位置付けられた同計画を作成しました。令和3年12月17日に文化庁の認定を受けました。

### 特徴

- (1) 指定文化財等に限らず、未指定の歴史文化遺産も対象に含めています。
- (2) 文化財等を一定のテーマでまとめた12の「関連文化財群」を設定しました。
- (3) 関連施策を重点的に実施する5つの「文化財保存活用区域」を設定しました。

### 計画の期間

令和3年度(2021)～令和9年度(2027) 7年間



## ○金沢市持続可能な観光振興推進計画2021

国内外からの多くの旅行者が訪れ、企業活動の活発化等によりまちなかが活気づく一方で、旅行者の集中による混雑や交通渋滞の発生等、市民生活への影響も生じていることから、市民生活と調和した観光まちづくりが求められています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により世界的に観光のあり方が変化し、今後、北陸新幹線敦賀延伸も控えていることから、これまで以上に戦略的な施策の展開が必要であり、令和3年度(2021年度)からの5年間で本市が取り組むべき観光戦略を策定したものです。市民生活と調和した持続可能な観光振興を推進していくこととしています。

金沢市持続可能な観光振興推進計画2021の戦略テーマ 計画期間：2021年度～2025年度

### 市民と旅行者が共感を深め、「ほんもの」を未来へと紡いでいくまち

金沢の観光が目指す姿

「ほんもの」を継承し、世界をひきつけるまち

訪れるたび感動があり、長くいるほど奥行きが感じられるまち

住む人と訪れる人が価値を共創するまち

新たな観光マネジメントをリードするまち

### 数値目標

目標	令和元年(2019年)	令和7年(2025年)
年間宿泊者数	343.1万人	377.7万人
年間外国人宿泊者数	61.3万人	82.1万人
観光入込客数(金沢地域)	1,068万人	1,101万人
金沢旅行の満足度(日本人)	92.8%	95%以上
金沢旅行の満足度(外国人)	97.4%	95%以上維持



## 6. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

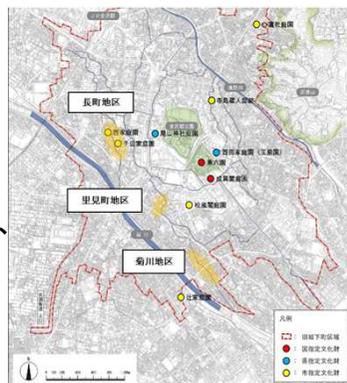
★ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針を定め、様々な事業を展開します

■ 以下の4事業を新たに追加します(合計58事業)

### ○歴史的建造物の積極的な保全と活用に関する事業(1事業)

#### 市内庭園調査事業

歴史的建造物や古くからの用水利用のあり方がよく残る地域を対象に、未把握のものを中心とした庭園調査を行うことで、既知のものを含めた庭園の分布について、その全体像を把握し、指定文化財となりうる候補の確認が進むことで、歴史的庭園の保存と活用に繋がります。



調査対象地区

### ○伝統行事、伝統文化及び工芸技術の継承、後継者育成に関する事業(1事業)

#### 金沢学生大使文化芸術発信事業

学生を「金沢文化芸術発信学生大使」に任命し、金沢の文化体験や文化施設の訪問を行い、学生目線で感じた金沢文化の魅力を市HPや個人SNS等で年間を通して発信してもらうことで、若い世代に金沢の文化を伝えるとともに、文化芸術の支え手の育成を図ります。



加賀象嵌体験プログラムの様子

### ○歴史的街並みの保全に関する事業(2事業)

#### 木の文化都市・金沢創出モデル事業

街並みや生活に「木」を取り入れ、歴史と調和した金沢ならではの魅力ある都市を目指す「木の文化都市・金沢」を創出していくことで、美しい都市景観の形成を図ります。



対象区域

#### まちなか辰巳用水(高岡町排水路)修景整備事業

辰巳用水(高岡町排水路)の未整備区間である東別院沿いの用水の修景工事を行い、まちなかにおける水辺景観を創出することで、「用水の街金沢」の魅力や来訪者の回遊性の向上に寄与するものです。



用水修景



# 7 歴史的風致形成建造物の指定の方針

★ 金沢の歴史的風致を形成する重要な構成要素である建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものを、歴史的風致形成建造物として指定します

■ 以下の3件の歴史的風致形成建造物を新たに追加します(合計40件)

番号	名称	指定年月日	所在地	外観	保護措置 (指定文化財等)
1 (38)	平木屋染物店主屋	令和3年 (2021) 12月1日	片町2-31-38		金沢市指定 有形文化財 (建造物)
2 (39)	天徳院山門附棟札一枚	令和3年 (2021) 12月1日	小立野4-4-4		石川県指定 有形文化財 (建造物)
3 (40)	松山寺本堂・山門附棟札3枚	令和3年 (2021) 12月1日	東兼六町5-6		金沢市指定 有形文化財 (建造物)

※番号欄の( )内は通し番号を表します

## ※歴史的風致形成建造物の指定基準

- ① 石川県指定文化財
- ② 金沢市指定文化財
- ③ 登録有形文化財、登録記念物及び重要文化的景観保存のための建造物
- ④ 景観重要建造物、景観重要公共施設
- ⑤ 伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物  
(ただし、重要伝統的建造物群保存地区内のものを除く)
- ⑥ 以下の金沢市独自条例による建造物等
  - (1) 指定保存対象物
  - (2) こまちなみ保存建造物
  - (3) 保全用水
- ⑦ その他、特に市長が認める建造物  
ただし、以下の条件を満たす建造物
  - 1) 概ね50年以上経過したもの
  - 2) 適切な維持管理が見込まれるもの
  - 3) 所有者の同意が得られるもの

## ★ 歴史的風致形成建造物 とは

重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のために保全を図る必要があると認められたもの(歴史まちづくり法第十二条)